

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第19回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成19年11月15日（木）午前10時00分から午前10時50分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）白木 勇

（委員）伊藤鉄男，井部俊子，上原敏夫，遠藤哲嗣

（庶務）太田東京高裁総務課長，中村東京高裁総務課課長補佐，

中沖東京高裁総務課専門官

（説明者）安浪東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

（2）協議

ア 平成20年4月期の弁護士任官候補者に関する情報について

イ 平成20年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

ウ 弁護士会への結果通知について

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

庶務から，前回の議事要旨について，委員からの修正意見等がなかったの  
で，これを確定し，ホームページに掲載済みであることが報告された。

（2）協議

ア 平成20年4月期の弁護士任官候補者に関する情報について

庶務から、平成20年4月に弁護士から裁判官へ任官を希望する者（以下「弁護士任官候補者」という。）のうち、当分科会に関係する2人に関する情報収集依頼の経過及び収集された情報の概要について説明があった。

また、関東弁護士会連合会から、最高裁判所に提出された資料と同じものが当委員会あてにも送付されたとの説明があり、送付の経緯について、ある委員から、弁護士任官候補者がどのような経過で推薦されたかを地域委員会でも確認願いたいという思いで送付されたものとの発言があった。

協議の結果、関東弁護士会連合会からの資料を除くすべての情報を下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下、「指名諮問委員会」という。）に送付することとされた。

イ 平成20年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

(ア) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

弁護士会を經由した情報について

庶務から、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び横浜弁護士会において取り次いだ情報が送付され、このうち東京弁護士会から送付された情報は、各情報提供者が封緘した状態で取り次がれたものとの説明があった。

協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、これまでと同様、指名諮問委員会に報告し、その判断に委ねることとされた。

評価項目ごとに数値による段階評価をした情報について

庶務から、第二東京弁護士会から送付された情報の中に、段階評価による情報のみが記載されたものと、段階評価による情報及び記述形式による情報の両方が記載されたものがあることが説明された。

協議の結果、これまでと同様、段階評価による情報の部分は指名諮

問委員会に報告せず，記述形式による情報の部分のみを指名諮問委員会に報告することとされた。

なお，委員からは，各弁護士会でも会員からの情報が多く出されるよう知恵を絞っており，情報提供の書式も工夫しているが，なかなか結果が出ないのが実情である，などの発言があった。

無記名の情報について

庶務から，第二東京弁護士会から送付された情報の中に，情報提供者の氏名の記載がないものがあったことが説明された。

協議の結果，これらの無記名による情報は，情報提供者において顕名で提出することに不都合があるとの意思が明確であり，その正確性の検証が困難となることから，指名諮問委員会に報告しないこととされた。

(イ) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえ，指名諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果，すべての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

ウ 弁護士会への結果通知について

これまでと同様，段階評価による情報が提出されたことから，これらの情報を送付してきた第二東京弁護士会に対し，段階評価による情報を指名諮問委員会に報告しない旨，別紙の書式により通知することとされた。

(3) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については，速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は，平成20年10月期の弁護士任官候補者の任命及び平成20年下半期の再任(判事任命)候補者の指名の適否に関する審議を行う予定であり，平成20年3月3日(月)午前10時から，第2中会議室で開催することと

された。

以 上

別紙

平成19年11月 日

弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 白 木 勇

裁判官指名候補者に係る情報について（通知）

貴弁護士会所属の会員から当地域委員会に対して標記の情報が寄せられましたが、当地域委員会が依頼した形式とは異なる形式によるものでした。

そこで、検討した結果、当地域委員会としては、これまでと同様、記述形式による情報であり、かつ、当該情報の提供者の氏名及び所属が明らかな場合にはその部分に限って下級裁判所裁判官指名諮問委員会に報告し、それらの情報の採否については同委員会の判断に委ねることとし、その他の情報については同委員会に報告しないこととしましたので、お知らせします。

今後は、標記の情報が、当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう御配慮ください。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第19回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成19年11月21日（水）午前10時00分から午前10時45分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）城口順二，清家 篤，田中由子，増田暢也

（庶務）太田東京高裁総務課長，中村東京高裁総務課課長補佐，

中沖東京高裁総務課専門官

（説明者）安浪東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

（2）協議

ア 平成20年4月期の弁護士任官候補者に関する情報について

イ 平成20年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

ウ 弁護士会への結果通知について

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

庶務から，前回の議事要旨について，委員からの修正意見等がなかったの  
で，これを確定し，ホームページに掲載済みであることが報告された。

（2）協議

ア 平成20年4月期の弁護士任官候補者に関する情報について

庶務から、平成20年4月に弁護士から裁判官へ任官を希望する者のうち、当分科会に関係する2人に関する情報収集依頼の経過及び収集された情報の概要について説明があった。

また、関東弁護士会連合会から、最高裁判所に提出された資料と同じものが当委員会あてにも送付されたとの説明があった。

協議の結果、関東弁護士会連合会からの資料を除くすべての情報を下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下、「指名諮問委員会」という。）に送付し、送付文書に上記資料の取扱いについて付記することとされた。

イ 平成20年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

(ア) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

弁護士会を経由した情報について

庶務から、横浜弁護士会及び群馬弁護士会において取り次いだ情報が送付されたとの説明があった。

協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、これまでと同様、指名諮問委員会に報告し、その判断に委ねることとされた。

評価項目ごとに数値による段階評価をした情報について

庶務から、段階評価による情報及び記述形式による情報の両方が記載されたものがあることが説明された。

協議の結果、これまでと同様、段階評価による情報の部分は指名諮問委員会に報告せず、記述形式による情報の部分のみを指名諮問委員会に報告することとされた。

(イ) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえ、指名諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果、すべての情報を指名諮問委員会

へ報告することとされた。

ウ 弁護士会への結果通知について

これまでと同様，段階評価による情報が提出されたことから，この情報を送付してきた第二東京弁護士会に対し，段階評価による情報を指名諮問委員会に報告しない旨，別紙の書式により通知することとされた。

(3) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については，速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は，平成20年10月期の弁護士任官候補者の任命及び平成20年下半期の再任(判事任命)候補者の指名の適否に関する審議を行う予定であり，平成20年2月27日(水)午後2時から，第2中会議室で開催することとされた。

以 上

別紙

平成19年11月 日

弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 白 木 勇

裁判官指名候補者に係る情報について（通知）

貴弁護士会所属の会員から当地域委員会に対して標記の情報が寄せられましたが、当地域委員会が依頼した形式とは異なる形式によるものでした。

そこで、検討した結果、当地域委員会としては、これまでと同様、記述形式による情報であり、かつ、当該情報の提供者の氏名及び所属が明らかな場合にはその部分に限って下級裁判所裁判官指名諮問委員会に報告し、それらの情報の採否については同委員会の判断に委ねることとし、その他の情報については同委員会に報告しないこととしましたので、お知らせします。

今後は、標記の情報が、当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう御配慮ください。